

公益財団法人 日本 I C Tテレコムユーザー協会 香川西地区協会会則

施行 令和8年7月1日

公益財団法人日本 I C Tテレコムユーザー協会定款第 58 条及び会員組織に関する規定第 4 条第 4 項に基づき、公益財団法人日本 I C Tテレコムユーザー協会香川西地区協会会則を次のとおり定める。

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、公益財団法人日本 I C Tテレコムユーザー協会香川西地区協会と称する。

(事務所)

第2条 この会は、事務所を高松市内に置く。

(組織)

第3条 この会は、原則としてこの会の事業区域（坂出市、丸亀市、善通寺市、綾歌郡宇多津町、仲多度郡、三豊市、観音寺市）における会員をもって組織する。

2 この会の、統合・廃止及び名称は、地区協会総会の議決を得たうえ、支部理事会の議決で定める。

(目的)

第4条 この会は、定款に基づき、情報通信技術・サービスを利用したコミュニケーション文化の振興を図るとともに、情報通信技術・サービスの利用者の利便増進に寄与し、地域社会の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第5条 この会は、前条の目的を達成するため、定款に基づき次の事業を行う。

- (1) テレコミュニケーション能力の向上を図る事業
- (2) 情報通信技術・サービスの活用を推進する事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員の構成)

第6条 この会の会員は、公益財団法人日本 I C Tテレコムユーザー協会の目的に賛同する団体又は個人とする。

(会費)

第7条 会費は、別に定める基準により会費を納入するものとする。

(加入及び退会)

第8条 この会に加入するときは、入会申込書を提出するものとする。

2 この会を退会するときは、退会届を提出するものとする。

第3章 地区協会の運営

(地区協会の運営方針)

第9条 この会は、目的及び事業の範囲において、理事会が定める経営の基本方針及び支部の指導等に基づき、地域に即した事業活動を行う。

(役員と選任)

第10条 地区協会に、次の役職を置く。

(1) 地区協会理事 10人程度

(2) 地区協会監事 2人

2 地区協会理事のうち1人を地区協会会長、4人以内を地区協会副会長とする。

3 地区協会理事及び地区協会監事（以下「地区協会理事等」という）は、地区協会総会において選任する。

(地区協会会長及び地区協会副会長の選任)

第11条 地区協会会長については、改選の年に副会長名簿順での選任の考え方に基づき変更とする。

2 地区協会副会長は、地区協会理事会において選任する。

(地区協会理事等の職務)

第12条 地区協会会長は、地区協会理事を代表し、地区協会の事業活動について、提言、助言等を行う。

2 地区協会副会長は、地区協会会長を補佐する。

3 地区協会理事は、地区協会の事業活動について、提言、助言等を行う。

4 地区協会監事は、地区協会の事業活動及び財産の状況について、検査を行う。

(地区協会理事等の任期)

第13条 地区協会理事等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による地区協会理事等の任期は、前任者の残任期間とする。

3 地区協会理事等は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(地区協会理事等の解任)

第14条 地区協会理事等に地区協会理事等としてふさわしくない行為があったとき、又は、地区協会理事等として職務の執行に堪えられないときは、地区協会総会の議決により解任することができる。

(地区協会顧問)

第15条 この会に、地区協会顧問を置くことができる。

2 地区協会顧問は、地区協会理事会において選任する。

- 3 地区協会顧問は、次の職務を行う。
 - (1) 地区協会会長の相談に応じること
 - (2) 地区協会理事会から諮問された事項について意見を述べること

第4章 会 議

(種別)

第16条 この会に、地区協会総会及び地区協会理事会を置く。

(地区協会総会の構成及び機能)

第17条 地区協会総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 地区協会総会は、会員をもって構成する。
- 3 地区協会総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 本会則で地区協会総会の議決事項とされている事項
 - (2) その他地区協会の運営に関する重要事項
- 4 地区協会総会は、次の事項について、理事会が定める経営の基本方針及び支部の指導等の範囲内で、議決することができる。
 - (1) 事業計画及び予算
 - (2) 事業報告及び決算
 - (3) その他地区協会の事業活動に関する重要事項
- 5 定期総会は毎年1回、臨時総会は会長が必要と認めたときこれを招集する。

(地区協会総会の定足数及び議決)

- 第18条 地区協会総会は、地区協会会員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。
- 2 地区協会総会の議長は、地区協会会長とする。ただし、地区協会会長が欠席した場合における議長は、出席した地区協会理事の中から互選されたものの者がこれに当たる。
 - 3 地区協会総会の議決は、出席した会員の過半数の同意をもって行う。
 - 4 やむを得ない理由のため、地区協会総会に出席できない会員は、委任状をもってこれに代えることができる。また、あらかじめ通知された事項についてのみ書面又は電磁的記録をもって表決又は、地区協会総会に出席する代理人をもって表決権を行使することができる。
 - 5 前項の代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。
 - 6 第4項の規定による表決を行った者は、出席とみなす。
 - 7 地区協会会長が必要と認めた事項については、書面又は、電磁的記録をもって会員の賛否を徴し、地区協会総会の開催に代えることができる。この場合においては、回答した会員の数をもって出席者とみなす。

(地区協会監事の地区協会総会出席)

第19条 地区協会監事は、地区協会総会に出席してその職務に関して意見を述べることができる。

(地区協会理事会の構成及び機能)

第20条 地区協会理事会は、地区協会理事をもって構成する。

- 2 地区協会理事会は、次の事項を議決する。
 - (1) この会則で地区協会総会の議決事項とされている事項
 - (2) この会則で地区協会理事会の議決事項とされている事項

(3) その他地区協会の運営に関する重要事項

3 地区協会理事会は、地区協会会長が必要と認めたときこれを招集する。

(地区協会理事会の定足数及び議決)

第 21 条 地区協会理事会は、地区協会理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

2 地区協会理事会の議長は、地区協会会長がこれに当たる。ただし、地区協会会長が欠席した場合における議長は、出席した支部地区協会理事の中から互選された者がこれに当たる。

3 地区協会理事会の議決は、出席した地区協会理事の過半数の同意をもって行う。

4 やむを得ない理由のため、地区協会理事会に出席できない地区協会理事は、あらかじめ通知された事項についてのみ書面又は電磁的記録をもって表決、又は、地区協会理事会に出席する代理人をもって表決権を行使することができる。

5 前項の代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

6 第 4 項の規定による表決を行った者は、出席とみなす。

7 地区協会会長が必要と認めた事項については、書面又は、電磁的記録をもって地区協会理事の賛否を徴し、地区協会理事会の開催に代えることができる。この場合においては、回答した地区協会理事の数をもって、出席者とみなす。

(地区協会監事の地区協会理事会出席)

第 22 条 地区協会監事は、地区協会理事会に出席して、その職務に関し意見を述べることができる。

第 5 章 地区協会の会計

(会計)

第 23 条 この会の会計は、本協会が定める経理規定に従い処理する。

2 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 地区協会事務局

(地区協会事務局)

第 24 条 この会の事務を処理するため地区協会事務局を置き次の職員を配置する。

(1) 地区協会事務局長 1 名

(2) 事務職員 若干名

2 地区協会事務局長は、地区協会事務を統括する。

3 事務職員は、地区協会事務局長の命を受け事務を分掌する。

第 7 章 地区協会会則の変更

(地区協会会則の変更)

第 25 条 この会則は、定款、規定等の範囲内において、地区協会総会の議決を経て変更することができる。

付 則

この会則は、令和8年7月1日から施行する。

会 費 規 則

施行 令和8年7月1日

1. 会費は、この規定の定めるところによる。
2. 会費は、次のとおりとする。
3,000 円
3. 会費は、年1回払いとし、毎年期日までに納入するものとする。
4. 年度途中の入会者の会費は、月割計算とする。
5. 年度途中に脱会した場合の会費は、返還しない。
6. この規則の改廃は、地区協会理事会の議決を要する。
7. この規則は、令和8年7月1日から実施する。